

埋蔵・改葬等に伴う必要な手続きについて

大阪北摂霊園に埋蔵または改葬等をされる場合は、下記により手続きくださるようお願いいたします。

なお、使用者が死亡された場合は、承継申請を行ってから埋蔵手続きをお願いいたします。また、霊園使用許可証を紛失の場合は、再交付申請の手続きが必要です。ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

記

1. 提出書類

□ 北摂霊園へ埋蔵の場合

【 霊園使用許可証 】

【 火葬許可証 】(市区町村発行のもの)

【 埋蔵届 】……別紙

(注)既に焼骨を埋蔵されている場合は、当課での受付日が埋蔵日となりますので、ご了承ください。

□ 他の墓所から北摂霊園へ改葬の場合

【 霊園使用許可証 】

【 改葬許可証 】(市区町村発行のもの)

【 埋蔵届 】……別紙

□ 北摂霊園へ分骨の場合

【 霊園使用許可証 】

【 埋蔵(収蔵)証明書 】(持出し側の墓地発行のもの)

【 埋蔵届 】……別紙

(ご注意) 「霊園使用許可証」「火葬/改葬許可証」「埋蔵(収蔵)証明書」は、必ず原本をご提出ください。(コピー不可)

2. その他

・郵送による手続きの場合は、300円分の返信用切手を同封願います。

(特定記録郵便にて霊園使用許可証を返送します)

・北摂霊園の墓所に埋蔵されている焼骨を他の墓地へ改葬または分骨される場合は、「埋蔵証明書」を発行しますのでお申し出ください。

本件に関するお問い合わせ、申請手続きは下記へ

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

<大阪北摂霊園管理事務所>

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日も営業、ただし年末年始を除きます)

〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山235

TEL 072-739-0291~2

<霊園管理課>

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は休業)

〒565-0874 吹田市古江台4丁目119番地

ディオス北千里1番館(千里北センタービル)3階【阪急北千里駅前】

TEL 06-6871-0577

様式第9号（要領第13条関係）

| | | | | |
|-------|--|--|--|--|
| 埋 蔵 届 | | | | |
|-------|--|--|--|--|

年 月 日

公益財団法人大阪府都市整備推進センター
理 事 長 様

使用者 〒 ー

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 () ー _____

次のとおり埋蔵したいのでお届けします。

| | |
|---------------|------------|
| 死亡者の氏名・性別 | フリガナ |
| | (年齢 才) 男・女 |
| 死 亡 年 月 日 | 年 月 日 |
| 埋 蔵 の 場 所 | 区 番 列 号 |
| 埋 蔵 日 | 年 月 日 |
| 申 請 者 と の 続 柄 | |